

○学校法人筑紫女学園特定個人情報等の範囲に関する細則

平成27年12月28日

規程第23号

最近改正 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人筑紫女学園特定個人情報等の取扱いに関する規程（平成27年規則第7号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、学校法人筑紫女学園が個人番号を取り扱う事務における特定個人情報等の具体的な範囲を定めるものとする。

(定義の準用)

第2条 この細則における用語の定義は、規程第4条を準用する。

(特定個人情報等の範囲)

第3条 特定個人情報等の範囲は、別表に掲げるものとする。

(事務)

第4条 この細則に関する事務は、法人本部総務部が担当する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、法人本部事務局長が行う。

附 則

この細則は、平成28年1月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

No.	特定個人情報等の範囲	種類	利用目的	記録媒体	保管場所	責任者	取扱部署	取扱担当者(アクセス権者)	保存期間	廃棄又は削除の方法
教職員及びその扶養親族に関する事務										
1	教職員及び扶養家族の	教職員・扶養家族	各種法定調書等へ	情報シス	法人本部総務部個	統括責任	法人本部総務	個人番号関係	教職員が退職	データ削除ソフト

	個人番号、氏名、住所、生年月日	個人番号ファイル	の付番の元データ	のテーマ	個人情報管理室内パソコン	者部	事務実施者	するまで	ウェア	
国税・地方税関係事務										
1	役職員及び扶養家族の個人番号、氏名、生年月日その他源泉徴収票記載事項	源泉徴収票（給与支払報告書）	左記書面への提出・本人への交付	紙	法人本部総務部個人情報管理室	統括責任者	法人本部総務部	個人番号関係事務実施者	属する年の翌年1月10日の翌日より7年間	復元可能な程度の裁断可能なシュレッター
2	役職員及び扶養家族の個人番号、氏名、生年月日、住所その他申告書記載事項	扶養控除等（異動）申告書	左記書面の税務署への提出							
3	役職員及び配偶者の個人番号、氏名、住所その他申告書記載事項	給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書								
4	退職する役職員の個人番号、氏名、住所その他申告書記載	退職所得の受給に関する申告書								

	事項								
5	役職員の個人番号、氏名、住所、電話番号その他申告書記載事項	財産形成非課税住宅貯蓄申込書・財産形成非課税年金貯蓄申込書	左記書面の受入金融機関経由での税務署への提出						
雇用保険関係事務									
1	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、個人番号、性別その他届出書記載事項	雇用保険被保険者の資格取得届	左記書面紙の公共職業安定所の提出	法人本部総務部個人情報管理室	統括責任者	法人本部総務部	個人番号関係事務実施者	完結の日（退職等の日から4年間	復元不能な程度の裁断可能なシュレッダー
2	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、個人番号、性別その他届出書記載事項	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届							
3	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、個人番号、性別その他届出書記載事項	雇用保険被保険者離職票1・資格喪失確認通知書（被保険							

		者通知 用)								
4	被保険者の 個人番号、被 保険者番号、 氏名、個人番 号、性別その 他届出書記 載事項	高年齢雇 用継続給 付受給資 格確認 票・(初 回) 育児 休業給付 金支給申 請書								
5	被保険者の 個人番号、被 保険者番号、 氏名、個人番 号、性別その 他届出書記 載事項	介護休業 給付金支 給申請書								
健康保険・厚生年金保険関係事務										
1	被保険者の 個人番号、氏 名、生年月 日、性別、そ の他届出書 記載事項	健康保 険・厚生 年金保険 被保険者 資格取得 届・厚生 年金保険 70歳以 上被用者 該当届	左記書面紙 の健康保 険組合・ 日本年金 機構への 提出	法人本部 総務部 個人情報 管理室	統括 責任 者	法人本 部総務 部	個人番 号関係 事務実 施者	完結の 日(退 職等の 日)か ら2年 間	復元不可 能な程度 の裁断可 能なシュ レッダー	
2	被保険者の 個人番号、氏	健康保 険・厚生								

	名、生年月日、性別、その他届出書記載事項	年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険70歳以上被用者不該当届							
3	被保険者の個人番号、氏名、生年月日、性別、その他届出書記載事項	厚生年金保険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届							
4	70歳以上の被保険者の個人番号、氏名、生年月日、性別、その他届出書記載事項	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届							
5	70歳以上の被保険者の個人番号、氏名、生年月日	健康保険・厚生年金保険被保険者							

	日、性別、その他届出書記載事項	報酬月額 変更届・ 厚生年金 保険70 歳以上被 用者変更 届							
関係者の個人番号関係事務									
1	関係者の個人番号、氏名、住所その他申告書記載事項	高等学校等就学支援金申請書及び高校生等奨学給付金支給申請書	左記書面紙の添付書類として、都道府県経由での国への提出	中高事務局総務班	統括責任者	中高事務局総務班	個人番号関係事務実施者	完結の日（申請の日）から3年間	復元不能な程度の裁断可能なシュレッダー